

横浜市行政不服審査会答申
(第91号)

令和2年10月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「固定資産税・都市計画税（平成30年度第3期分）の延滞金減免不許可決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、審査請求人が横浜市中区長（以下「処分庁」という。）に対して令和元年12月23日付にて固定資産税・都市計画税（平成30年度第3期分）（以下「本件固定資産税等」という。）の延滞金（以下「本件延滞金」という。）の減免申請を行った（以下「本件申請」という。）ところ、処分庁が令和2年3月30日付にて本件申請を不許可とした（以下「本件処分」という。）ために、審査請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人としては、本件固定資産税等を令和元年9月10日に支払うつもりであり、同日に支払うことができれば本件延滞金1,000円を支払う必要がなかった。しかし、その前日である同月9日に審査請求人の自宅の屋根が台風によって飛ばされ、室内が水浸しになるなどの被害に遭ったために、本件固定資産税等を支払うことができず、同月11日にこれを支払った。

したがって、審査請求人には、横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）第9条第1項第1号に該当する事由があり、本件申請には理由があるにもかかわらず、これを不許可とした本件処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

規則第9条第1項第1号の要件は、風水害等の被災の事実の存在に加えて、事情やむを得ないこと、すなわち、当該被災の事実により受けた損失と納付が遅れたこととの間に因果関係があることが必要である。

審査請求人の主張する事実は、被災により損失を被ったことにより納税資力がなくなったという状況ではなく、台風被害による損失により、納付が納期限よりも8か月以上遅れたとの因果関係を裏付けるものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 規則第9条第1項第1号該当性

規則第9条第1項第1号は、市長又は区長において、「納税者または特別徴収義務者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害または盗難により損失を受けた場合で、事情やむを得ないものがあると認められるとき。」には、延滞金の減免をすることができるとする。

この点、審査請求人は、当該規定の適用に際し、延滞金を納付しなかったことと財産状況は無関係であると主張するが、規則第9条第1項第1号が、その適用要件として、被災の場合と盗難による損失を受けた場合とを並列で記載していることからして、同号が適用される場合としては、被災又は盗難によって納税者又は特別徴収義務者の財産状況が悪化し延滞金の支払いができないことについて事情やむを得ないものがあると認められる場合に限られると考えるべきである。

そして、本件においては、審査請求人に被災の事実が認められるものの、審査請求人が認めているとおり審査請求人には納税資力があり、また、本件固定資産税等の本来の納期限である平成31年1月4日から審査請求人が被災した令和元年9月9日まで8か月以上が経過しているところ、その間、審査請求人において本件固定資産税等の支払いができなかったことについて酌むべき事情も見当たらないことから、審査請求人について、被災によって本件延滞金の納付ができないことについて事情やむを得ないものがあるとは認められない。

したがって、審査請求人に規則第9条第1項第1号に該当する理由がないとした本件処分は適法かつ妥当なものである。

(2) その他

本件において、審査請求人に規則第9条第1項第1号以外の各号及び同条第2項に該当する事由は見当たらず、その他本件処分を不当として取り消す

べき事情も見当たらない。

(3) 結語

以上から、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年6月19日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年7月9日	・ 弁明書等受理
令和2年7月14日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年8月3日	・ 反論書受理
令和2年8月5日	・ 反論書の送付
令和2年8月28日	・ 審理手続の終結
令和2年9月3日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年9月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年10月20日	・ 調査審議